

子どもの貧困対策と家族 —「家族の中の子ども」という視点から—

池谷和子

昨今、「子どもの貧困」というキーワードが巷を賑わせている。しかし、「子どもの貧困」というキーワードだけでは、その内容は漠然として分かりにくい。どのような貧困基準で貧困と定義しているのか、現在の日本においてはどの程度貧困家庭が存在するのか、そして「子どもの貧困」が子ども達にどのような不利益を及ぼすのか。

それらを明らかにした上で、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を中心とした現在の国の「子どもの貧困」対策について紹介し、「家族の中の子ども」という視点からその法的な問題点について検討している。

keywords : 子ども、貧困、法、家族、健全育成

目 次

はしがき

1. 「子どもの貧困」の現状
 - 1.1 絶対的貧困と相対的貧困
 - 1.2 公的な統計
 - 1.3 「子どもの貧困」の何が問題か
 2. 「子どもの貧困」に対する国の対応
 - 2.1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」とその大綱
 - 2.2 具体的な対策
 3. 検討
 - 3.1 国の政策に足りない視点は何か
 - 3.2 「家族の中の子ども」の視点から
- むすび

はしがき

昨今、「子どもの貧困」というキーワードが巷を賑わせている。例えば、貧困層家庭の子ども達が増加しているというニュース¹、それ故、貧困対策や子ども達の居場所をつくる対策として、無料もしくは低額で子ども達に食事を提供する「子ども食堂」²、経済的な理由で塾に通うのが難しい子ども達に勉強を教える「無料塾」³、フードバンクを通しての「無料スーパー」⁴やお寺のお供えの菓子を困窮している子ども達に届ける「おてらおやつクラブ」⁵等、新聞やテレビにおいて、「子どもの貧困」の為の民間の活動がよく紹介さ

れているからである。

しかし、実のところ「子どもの貧困」というキーワードだけでは、漠然としていて分かりにくい。周りを見渡してみても、日々の食べ物に困って子ども達が餓死していくような状況や、ストリートチルドレンが沢山いるといった状況は、今の日本ではほとんど見られない。そもそも、子どもは単独で暮らしている訳ではなく、親に収入がなければ生活保護を受けることも出来るし、親がいなければ、児童保護施設等が子ども達の面倒を見てくれるはずである。では、一体「子どもの貧困」とは具体的に何を指したキーワードなのだろうか。

本稿では、1.「子どもの貧困」の具体的な定義を踏まえた上で、よく用いられている公的統計を紹介し、2.国では現在、どのような対策を行っているのかを解説した上で、3.「家族の中の子ども」という視点から、その法的な問題点を検討してみたい。

1. 「子どもの貧困」の現状

1.1 絶対的貧困と相対的貧困

貧困には、そもそも「絶対的貧困」と「相対的貧困」の定義があるという。どちらもイギリスから広まった概念ではあるが、「絶対的貧困」が重労働に従事する労働者の必須カロリーに相当する

食費に最低限の衣服費などを若干プラスしたものを「貧困基準」として貧困率を計算するのに対し、「相対的貧困」とは人がある社会の中で生活する際に、その社会の殆どの人々が享受している「普通」の習慣や行為を行うことさえ出来ないことを貧困と指し示している⁶。

すなわち、「相対的貧困」の方は社会が異なれば「貧困基準」も異なってくるものであり、現在では、経済協力機構（以下、OECDと略す）を始めとして多くの先進国では貧困問題を考える時に「相対的貧困」の概念を用いている。

1.2 公的な統計

日本においても政府は「相対的貧困」を軸に貧困率の指標としているが、実際に相対的貧困率を算出している調査としては、5年に1度行われている総務省の「全国消費実態調査」⁷と、3年に1度行われている厚生労働省の「国民生活基礎調査」⁸がある。

最新の調査によれば、平成26年の全国消費実態調査が「貧困線」を132万円とし、「子どもの貧困率」を7.9%と発表しているのに対し、平成27年の国民生活基礎調査では「貧困線」を122万円、「子どもの貧困率」は13.9%となっている。

同じ公的統計における「子どもの貧困率」にも関わらず、この差は一体どこから来るのか。前回のこれら2つの調査を元に、平成27年には内閣府、総務省、厚生労働省が共同で、有識者からのヒアリングを含めた分析を公表している⁹。それによれば、①回収率、②調査系統、③対象母集団等の統計技術的な差異や、調査時期、無回答の扱い等も異なる為、どちらが正しくてどちらが正しくないとは言えないとし、両調査結果をもとに統一された加工統計を作成することで、正しい相対的貧困率が導かれるかも不明とされている。

そもそも、相対的貧困率の計算方法自体に、OECDの測定法が用いられており、その計算方法としては、世帯全員の合算した可処分所得（勤労収入、年金、生活保護等の収入から、税金、社会保険料等を引いた額）を世帯人数で調整¹⁰し、その中央値の半分の金額を貧困線と定義している。すなわち、子どもの貧困率とは、貧困ライン以下

の所得しかない子どもの17歳以下人口に対する割合として計算される。

それゆえ、この測定法自体にも、可処分所得をベースとしている為、貯蓄や資産は含まれていないのに貧困を定義できるのか¹¹、また中央値の半分を貧困線とすることに確固たる論証がある訳ではないのではないかな¹²、その正確さには限界があるという指摘もあることは考慮に入れておくべきであろう。

1.3 「子どもの貧困」の何が問題か

このように、現在行われている「子どもの貧困率」に関する公的統計が、どの程度正確に現実を反映しているかについては確かに疑問の余地はあるけれども、少なくとも、かつては1億総中流と言われた日本の家庭の収入に現在では大きな開きが生じて、経済的格差が起きている事、そして全家庭の下から4分の1は相対的貧困家庭とされ、低い割合となった総務省の調査を考えると、17歳以下の7.9%は、日本の普通の家庭が行っている習慣や行為を行うことが出来ないほど困窮した家庭にいるということになる。

では、そのような家庭環境にいる子ども達には、どのような不利益が指摘されているのだろうか。第1には、特に貧しさの度合いが大きい家庭環境においては、貧困によりご飯が満足に食べられない、貧しくて医療に掛かれない（健康保険料が払えずに無保険でもある）子ども達が存在し、成長盛りであればなおさら、健康に問題が生じてくることである¹³。

第2には、特に相対的貧困と関連してくる点だが、たとえ食事や万が一の時の医療費は払える家庭であっても、収入における食料、住居、光熱・水道、保健医療等の必需的な支出費目の割合が多くなれば、必然的に子どもへの教育や教養娯楽といった費目に掛けられる金額は少なくなってくる¹⁴。その中で、義務教育とはいえ必要経費の一部や給食費等は家庭の負担となっていたり、受験の為の塾の費用や、高校や大学での奨学金制度も不十分な為、結局のところ子どもの教育達成や職業達成が家庭の経済力や出身階層によって左右される傾向があると指摘されている。その結果、貧困世帯の

子どもは中卒や高校中退となり、職にも就けぬまま貧困の連鎖が起きているとも言われている¹⁵。

法的に言えば、憲法第22条では「職業選択の自由」が謳われ、憲法第26条では「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定されているにも関わらず、そもそも子ども達の能力以前の問題として、貧しい家庭に生まれた子ども達には、希望する職業に挑戦する為の学歴を求める機会さえ奪われているということになるのであろう。

このような指摘を踏まえ、「子どもの貧困」問題に対して国も取り組みを開始することとなった。そこで、次章では、最近の「子どもの貧困」に対する国の対応策について見ていこう。

2. 「子どもの貧困」に対する国の対応

2.1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」とその大綱

まず、国会は平成25年に全16条からなる「子どもの貧困対策の推進に関する法律」¹⁶を制定し、その第8条で政府が子どもの貧困対策を総合的に推進するために「大綱」を定めることや、第15条で内閣府に「子どもの貧困対策会議」を設置することとした。

これを受け、平成26年8月29日に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱について」¹⁷では、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成」を目指し、「第一に子供に視点を置いて、切れ目ない施策の実施」を行うことを方針として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援を当面の重点施策としている。

2.2 具体的な対策

では、その大綱の4つの重点施策に照らし合わせて、平成27年と平成28年には国ではどのような具体的な対応がなされてきたのであろうか。その主なものを内閣府が取りまとめた「子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」¹⁸から見てみよう。

① 教育の支援

教育への支援では、主に6つの柱を軸として展開をしている。第1に、学校を中心とした総合的な対策として、教育格差解消に向けたより少人数の習熟度別指導をさせる為、各都道府県からの申請により、平成27年には100名、平成28年には150名の教職員定員の加算配置を実施し、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくスクールカウンセラーを平成27年には24000校、平成28年には25500校配置をした上で、学校を窓口として貧困家庭の子ども達を早期に生活支援や福祉制度へと繋げる為に、平成27年には2247名、平成28年には1.4倍増の3047名のスクールワーカーを、特に貧困対策が求められる地域には配置日数を増やす仕組みとした。また、経済的な理由等により学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を、平成27年には1800中学校区、平成28年には2500中学校区で実施したり、高校の就学継続の為に補習や進路支援として、平成27年には1000名、平成28年には1150名の退職教員や大学生等の多様な地域住民を派遣したり、高校中退者が再入学する場合、卒業するまで（最長2年）の授業料を支給する事業を行っている。

第2に、貧困の連鎖を防ぐため、平成27年には幼稚園や保育所等の利用料について、生活保護世帯は無償、市町村民税非課税世帯には負担を軽減し、多子世帯も一定範囲で第2子を半額、第3子は無償とし、平成28年には、低所得の1人親世帯については市町村民税非課税世帯が保育料を第1子以降すべて無償、市町村民税77100円以下の世帯には第1子は半額、第2子以降を無償とした。

第3に、就学支援の充実として、義務教育ではすでに学校教育法第19条により行われてきている就学支援の実施状況を定期的に調査公表するようにし、高校に対しては授業料の減免に対する補助を行う都道府県の支援に引き続き取り組むとともに、授業料以外の教育費負担軽減の為に「高校生等奨学給付金制度」を創設し、生活保護受給世帯や非課税世帯に対し、第1子に平成27年には国公立37400円、私立39800円を30.4万人に、平成28年には加えて国公立は22100円アップ、私立は27400円を増額し、44.1万人に給付を行った。

第4には、大学進学に対する教育機会の提供として、奨学金に関しては、日本学生支援機構の大学等奨学金につき貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、平成27年には無利子奨学金の新規貸与人数を過去最大の8600名増員、平成28年には6000名増員し、「有利子から無利子へ」の流れを加速しつつ、返済については返還月額が卒業後の所得に連動するようなシステムの開発をしているという。さらに大学生・専門学校生に対する経済支援として、引き続き授業料減免等により学生の修学支援を推進している。

第5には、生活困窮者への学習支援として、平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、任意事業として300自治体において、平成28年には423自治体において生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に子どもの学習支援授業を実施したり、児童養護施設に入所する中学生には大学生・教員OBによる学習指導を行ったり、学習塾の月謝を児童入所施設措置費に計上したりしている。また、平成27年には、1人親家庭の子どもに対して、児童訪問支援員（ホームフレンド）を派遣して悩みを聞いて生活面の指導を行ったり、学習支援や進学相談の為の「学習支援ボランティア事業」を実施したが、平成28年にはさらにそれらを再編して、放課後の児童クラブ等の終了後に児童館や公民館において、悩み相談を行いつつ基本的な生活習慣の習得支援・学習支援や食事の提供を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施した。

第6に、その他の教育支援としては、未設置の道県に対しての夜間中学の設置促進や、経済的困難な状況にある子どもを対象とした「生活・自立支援キャンプ」の実施により集団宿泊体験を通して基本的な生活習慣の確立と定着を図ったり（平成27年は93事業2194名が参加、平成28年には93事業2106名が参加）、これまで同様に生活保護法第13条に基づく教育扶助（年間約9万世帯）等がある。

② 生活の支援

生活支援に関しても、6項目を置いている。第1に保護者の生活支援として、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行う自立相談支援事業、特に1人親家庭に対しては

生活支援や就業支援を行い、260自治体においては一時的に家事援助・保育サービスを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施していたり、平成25年度から29年度末にかけて約50万人分の保育の受け皿を拡大することを目指しており（そのうち、平成27年までの3か年で31.4万人分を達成している。）、1人親家庭が直面する育児、家事、健康管理等の課題に対処する為の相談支援や情報交換を「ひとり親家庭等生活支援事業」として講習会等も行っている。

第2に子どもの生活支援としては、児童養護施設等からの退所児童が安心して就職、進学、アパートを賃借できるように身元保証人を確保する為の事業を70自治体で行うとともに、乳幼児期は健やかな発育に関して重要な時期として母子保健の国民運動計画として「健やか親子21」を開始したり、1人親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援として、平成28年からは全国で特に深刻な沖縄において居場所づくり（122箇所）や支援員の配置（105名）を行った。

第3として、生活困窮の子どもが進学・就労による自立を達成できるよう、生活困窮者自立支援法の効果的な実施に向け、新たに創設された自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して包括的な支援を出来るように地域のネットワークを構築する取り組みを推進している。

第4に子どもの就労支援としては、施設退所児童の生活や就業に関する相談や施設退所児童同士が相互に意見交換を行える自助グループを支援する「退所児童等アフターケア事業」を29自治体で実施したり、ハローワークに学卒ジョブサポーターを配置し、きめ細かな就職支援を行う「新卒者等に対する就職支援事業」、わかものハローワークを拠点として担当者制による個別支援を行う「ハローワーク等におけるフリーター等支援事業」及び都道府県と連携して若者への就職関連サービスをワンストップで提供する「ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援事業」を平成27年、平成28年ともに実施している。

第5に支援する人員を確保する為、児童養護施設等においても家庭的環境で育てる事が出来るよ

うに職員配置の改善（5.5：1→4：1）をし、民間児童養護施設等の職員給与改善を実施し、里親委託推進の告知や里親支援を行う里親支援専門相談員を平成27年に369か所、平成28年には390か所の児童養護施設・乳児院に配置したり、母子・父子自立支援員、生活保護担当ケースワーカー、生活保護就労支援員の研修による資質向上、児童の思春期の心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）の養成のための研修や、平成28年5月の児童福祉法改正により児童心理司等の児童相談所への専門職の配置、児童福祉司等への研修の義務化による専門性の強化を行っている。

第6にはその他の生活支援として、妊娠期から子育て期に渡るまでの総合的支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を平成27年に138市町村、平成28年には296市町村に設置し、住居支援として公営住宅への1人親世帯、住宅困窮度の高い子育て世帯への優先入居、1人親家庭への住宅資金・転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の支給が実施されている。

③ 保護者に対する就労の支援

親の就労支援については、1人親家庭の相談窓口母子・父子自立相談員に加えて就業支援専門員も配置し、子育てから就業に関する内容まで寄り添い型支援をすること、母子家庭等の母が離職中に就職に必要な職業訓練を実施し、看護師、調理師等の資格の為の高等職業訓練促進給付金を支給する等、資格を取得させる事による自立支援をおこなっている。

そして、親の学び直しの支援では、自立支援教育訓練給付金に加えて、高等学校を卒業していない1人親家庭の親が、高校卒業程度認定試験の合格のための対策講座を受講する場合の費用援助や、生活保護を受給している1人親家庭に対し、一定要件のもとで高校等の就学費用を支給し、平成28年からは、自立支援教育訓練給付金の支給額を費用の20%から60%に拡充した。

さらに就労機会の確保の為に、1人親家庭の親が子育てしながら働けるように、在宅就業希望者に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウ

ハウを習得する為の支援を行う在宅就業コーディネーターを自治体に配置し、自営型の在宅就業や企業での雇用へ移行を支援する「在宅就業推進事業」を実施している。

④ 経済的支援

児童扶養手当については、平成27年から公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するようになり、母子福祉資金貸付金の対象を父子家庭にも拡大したりと、児童扶養手当や母子福祉資金貸付金の適用範囲を広げている。さらに平成28年には児童扶養手当法の改正により、第2子の加算額を5千円から1万円へ、第3子以降の加算額を3千円から6千円へと引き上げた。

そして生活保護の教育扶助については、義務教育に必要な費用を学校の長に直接支払うことも可能であることから、例えば給食費については、家庭に渡さずに直接学校に支払うよう実施している。

さらに生活保護世帯の子どもが高校に進学する際には、入学金や査料等を支給し、学習塾等に要する費用について高校生の奨学金やアルバイト収入等を収入認定除外としたり、平成28年には、さらに大学等の進学費用に充てられる場合も奨学金等の収入認定除外とするようになった。

また両親が離婚をしても養育費が適切に支払われない場合も多いので、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、弁護士による相談支援を実施することとした。

3. 検討

3.1 国の政策に足りない視点は何か

以上のように、政府は個々の子どもに視点を置いて、切れ目のない支援を実施しようと、様々な対策を多方面から行ってきている。ただし、具体的な数字を見ても分かるように、支援の絶対量が足りていない上に、散発的に様々な試みを試しているような印象を受ける。国の方針として「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成」を目標として掲げるのであれば、何より優先しなければならないのは、子どもたちの基礎力の確立なのではないだろうか。

せつかく義務教育制度があるにも関わらず、教育基本法・学校教育法と義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律により無償とされているのは、国立・公立の学校においても授業料と教科書のみである。もちろん、学校教育法第19条により「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定され、就学援助はなされてきてはいるけれども、それも経費の一部を負担してくれるのであって、義務教育期間にかかる全ての費用が無償になる訳ではない。先ほど述べたように、困窮世帯では必要経費を優先すれば子どもの教育費までは手が回らず、そうなれば部活動や校外活動、修学旅行にも躊躇するかもしれないし、親子共に学校に積極的に参加したくなくなるかもしれない。塾はもとより教科書以外の参考書もなかなか購入出来ないかもしれない。しかし学校に通っているにも関わらず、塾に行かれば学力が上がらない、進学も出来ないというもおかしな現実である。

何の為に義務教育制度は存在するのか。経済的な家庭環境によって、すでに中学2年までにかなりの学力差が生じているという見解もある。それが事実とすれば、たとえ高等教育への奨学金を充実させたとしても貧困の世代間連鎖を止めることは出来ないし、そもそも現在の高等教育での奨学金は、正規の職になかなか就職出来ない卒業後の若者に、重い借金としてワーキングプアの問題へと繋がってしまっている状況なのである。

少子化だからと教員数を減らし義務教育にかかる費用を抑えるのではなくて、まずは小学校・中学校の義務教育に十分な人材と資金を投入して、どのような環境の子どもも卒業までに基礎力をつけられるように、将来に希望を持てるような義務教育制度にすることが、「子どもの貧困対策」への第一歩なのではないだろうか。給食もすべての小・中学校に導入し、さらに無償であれば、貧困の子どもにとってはセーフティネットになる。その上で、高等教育においても将来的には返還不要の奨学金を設ける等、若者にマイナスからスタートさせない工夫も大切になってくるように思うの

である。

3.2 「家族の中の子ども」の視点から

国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩氏は、「子どもを増やすことを目的とした「少子化対策」から、子どものウェル・ビーイング (well-being) を向上させることを目的とした「子ども対策」に切り替えなければならない。」²²と述べている。子どもは通常、生まれた家庭で家族の一員として子ども時代を過ごし、心身ともに成長をして大人へと育つ。そこでの親子関係は、他の人間関係の基礎ともなる重要な関係である²³。もし子どものウェル・ビーイングの向上を図るのであれば、子どもを含めた家族全体の底上げをする必要がある。特に、すべての家庭において、相対的貧困を解消しよう（日本社会で通常行われていることには問題なくお金を出せる位の経済力のある家庭にしたい）というのであれば、非正規が4割というような現在の社会状況を根本から是正し、必然的にかつての総中流家庭の状況に戻すしか方法がないし、現在国が子どもの貧困対策として行っているような単に相談できる機関を増やしたり福祉的手当に頼るだけでは、家族全体の底上げまでは到底不可能である。

また、国の対応として1人親世帯への配慮が随所に見られるものの、残念ながら1人親世帯を減らそうという努力はどこにも見られない。死別は仕方がないものの、現在1人親世帯を増やしている原因の多くは、離婚である。離婚もDV等やむをえない場合には否定出来ないものではあるが、最近では結婚も離婚も個人の自由という風潮があり、将来的なビジョンもなく結婚をし、子どもを産んだが、嫌いになったからすぐに分かれるという場合もある。何より、子どものうちから継続的關係である家族とはどのような存在なのか、夫婦關係の危機をどのように乗り越えていくのか、親になったら子どもに対してどのような責任があるのか等について学校で学ぶ機会ほとんどない。離婚は確かに必然的に収入が減少し、特に女性が貧困に陥るケースが多い。だが、子どものウェル・ビーイングの視点からは、親の離婚それ自体により精神的に傷つく子どもも非常に多いのである²⁴。

親の離婚、親の虐待、子どもを愛せない親、自分の為に子どもをコントロールしようとするような親がいる家庭の多くの子ども達は、心の平穏を得られず、安心して勉強に取り組める環境にはない。「子どもの貧困」として単に経済的な面にのみ目を向けていては、実際には「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成」は達成できない。「家族の中の子ども」という視点から、「子どもを守り育てる機能を十分に発揮出来るような家族」、「教育費にも十分にお金を支出出来るような経済力を持つ家族」をより増加させるような、子どもの生育環境としての家族そのものに対処するような、包括的で抜本的な対策が、今後は必要になってくると思われるのである。

むすび

生まれてから大人になるまでの間、子ども達に一次的に責任を持つのは親であり、子ども達の成長は、心身や学力も含めて多分に家庭環境からの影響を受ける。であればこそ、「子ども」だけではない「世帯全体」の経済的底上げ、健全な親子関係の推進は重要であり、さらに二次的にはすべての子ども達が通う学校にて、どう家庭環境の差を埋めていくのかということが問題となる。

しかし他方で、個人主義が声高に叫ばれる今日、「どのような家庭環境で子ども達が育つ事が、子ども達が最も安心し、心身の成長に資するのか」という家庭のあり方やその重要性に対する社会の関心は低いように思われる。残念ながら個人の自由、家族の多様化を尊重すればするほど、時に立場の弱い子ども達の利益は後回しにされかねない。

そのことが、「子どもの貧困」を始め、児童虐待、少年非行等、子どもに関する様々な社会問題を引き起こし、発達障害の子ども達を増加させる背後的要因となっているように思えて仕方がない。「子どもの貧困」だから福祉金を給付し、相談窓口を増やすという単純な問題ではなく、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成」を目指すのであれば、「どのような家庭環境で子ども達が育つ事が、子ども達が最も安心し、心身の成長に資するのか」という家庭のあり方を社会的に議論し、

それに沿った構造的な改革が今、求められているのではなかろうか。

¹朝日新聞 平成29年6月13日 北海道版 「低所得世帯4割「教育資金準備できず」札幌市、子の貧困対策向け調査」

²朝日新聞 平成29年9月3日 千葉県版 「子ども食堂」で世代つなぐ 木更津で新たな試みスタート」

³朝日新聞 平成29年6月18日 山梨県版 「中学生向け無料塾「タタゼミ」開催・深沢久さん74歳

⁴朝日新聞 平成29年9月8日 東京都版 「集え「無料スーパー」フードバンク活動、もっと身近にNPOが試み 多摩」

⁵朝日新聞 平成29年8月17日 福岡県版 「お供えの菓子、寺から困窮の子へ「おてらおやつクラブ」、県内21寺参加

⁶阿部彩 「「豊かさ」と「貧しさ」：相対的貧困と子ども」発達心理学研究 第23巻第4号, 364頁

⁷<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm> 総務省ホームページ内、2017.9.25訪問

⁸<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html> 厚生労働省ホームページ内、2017.9.25訪問

⁹ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf 厚生労働省ホームページ内、2017.9.15訪問

¹⁰調整と言っても、単に家族人数で割るだけではない。なぜなら、たとえ同じ額だとしても、1人で光熱費を負担するのと4人で負担するのでは、人数が多い方が支出が少なくて済むからである。

¹¹阿部・前掲注6, 365-366頁

¹²阿部・前掲注6, 366頁

¹³實成文彦「社会格差の広がり」と子どもの健康をめぐって」学術の動向2010.4, 66頁

¹⁴藤田英典「現代の貧困と子どもの発達・教育」発達心理学研究 第23巻第4号, 446-447頁

¹⁵宮武正明「貧困の連鎖と学習支援—困難な家庭の児童の学習支援はなぜ大切か（2）—」こども教育宝仙大学紀要4, 109頁

¹⁶平成25年法律第64号

¹⁷ <http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf> 内閣府ホームページ内、2017.9.15訪問

- ¹⁸ http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h28_joukyo.pdf 内閣府ホームページ内「平成28年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」、2017.9.15訪問
- ¹⁹ 阿部彩「日本の子どもの貧困：失われた「機会の平等」」
学術の動向2009.8,67-68頁
- ²⁰ 日本経済新聞 平成28年12月28日「貧困格差をどうするか（下）戸室健作山形大学准教授——ワーキングプア対策急務、子どもへの連鎖、断ち切れ（経済教室）」
- ²¹ 鷹咲子「学校給食と子どもの貧困」跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第21号, 93-94頁
- ²² 阿部・前掲注19, 70頁
- ²³ 池谷和子『アメリカ児童虐待防止法制度の研究』67頁 (2009)
- ²⁴ Judith Wallerstein et al., The Unexpected Legacy of Divorce xxxiii (2000)